

重要書類



# 消えた文字 復元します

裁判にて貴兄を有利に導きます

すでに過払い請求訴訟にて証拠として認められた実績があります。

領 収 証							様 No.
金額							
但	年 月 日 上記正に領収いたしました						
内 訳							
現金							
小切手	/						
手形	/						

(資)文化財復元センター・書面復元事業部

●ノーカーボン紙の使用により、消えた領収書の文字



●復元された文字



●ノーカーボン紙

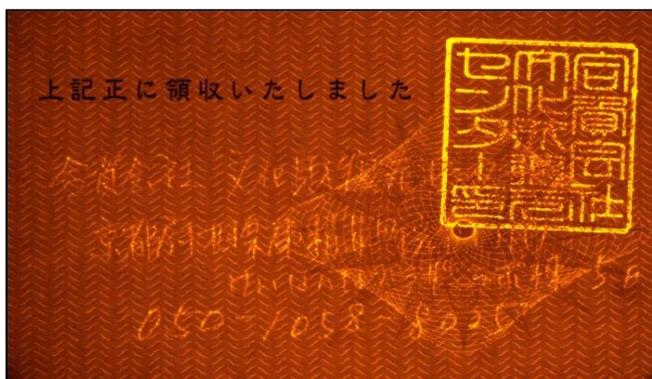
ノーカーボン紙はすでに40年以上前から、主に官公庁や金融機関などの民間企業で使われていますが、構造上の原因で保存状態が悪いと複写された文字は変色し、いずれ完全に消えてしまいます。

すでに、これらの複写紙を用いた契約書や領収書などは、多くのものが文字が薄れ、場合によれば数年で完全に文字が消えたものがあり、特に「過払い請求訴訟」などで証拠能力を失ったものが数多く存在します。

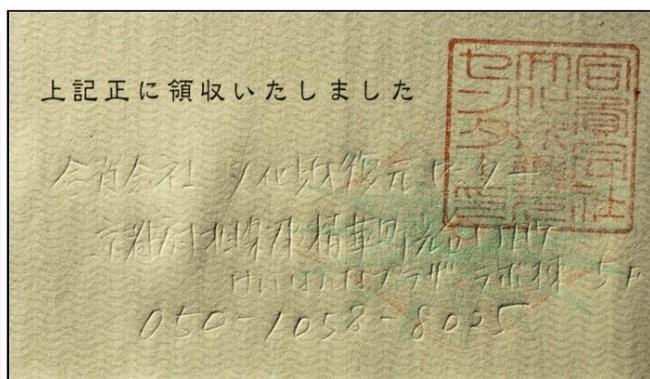
しかし、それらは「肉眼」では確認できなくても、書かれた痕跡は残っているものが多く、とくにノーカーボンで用いられた特殊インクは「蛍光」を発しているものが多く、特定の波長の光と、特殊フィルターを用いることで、その蛍光作用を画像として視覚化することができます。

これは鑑識でも用いられる技術です。

拡大撮影



さらに重要なサインなどは、細部がわかるように拡大撮影します。



複写紙などへ、鉛筆やボールペンなどの硬い筆記具を使い書き込まれた文字は、書面上に微妙な凹みを残すことがあります。

●ノーカーボン紙・復元見本-1

●ノーカーボン紙・復元見本-2

**書面の文字の復元**

○原稿サイズ A4 サイズまで  
 ○納品物 A4 サイズカラープリント 3枚1セット  
 ●復元費用 一律(一面) ¥100,000 (消費税別)

振り込みを確認次第作業開始

※注

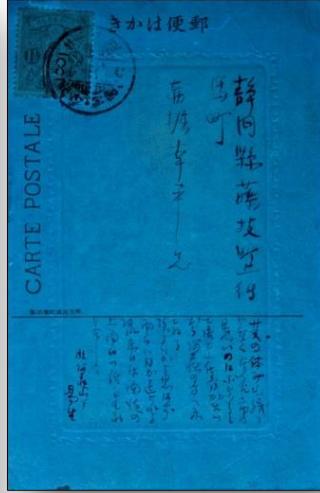
- 1)当社は、残った痕跡を可能な限り視覚化するものであり、残っていない痕跡を捏造するものではありません。よって全ての文字が鮮明に復元できるとは限りませんが、しかし重要部分は拡大撮影を行い、その結果何も復元できない場合は費用を全額お返しします。
- 2)著作権は当社に帰属し、無断複製することはできません。
- 3)個人情報を含む関係上、当社保存データは1か月後に自動削除されます。よって、プリントの追加は1か月を超えると対応できません。

# ●その他復元例

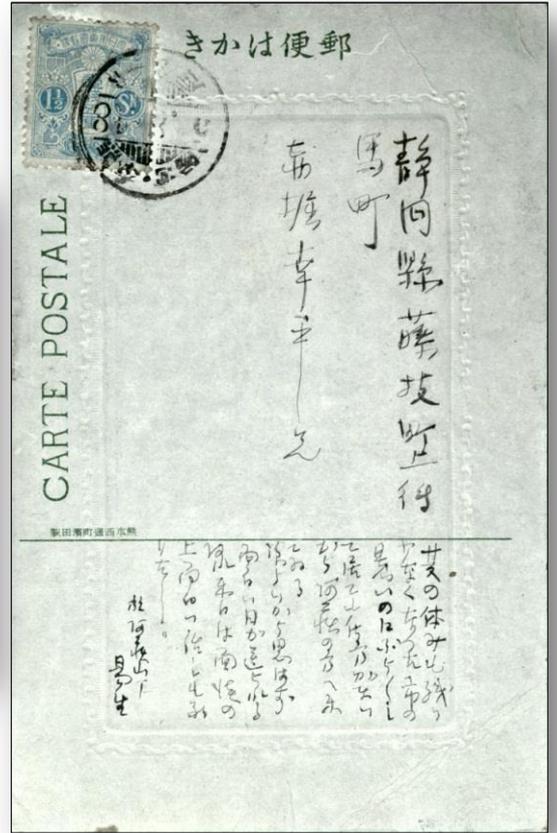
## ■紫外線を用いた復元事例



●黒インクで書かれた古いはがき



●紫外線蛍光撮影により、浮き上がった文字



●現状画像と紫外線撮影画像を合成し復元したはがき

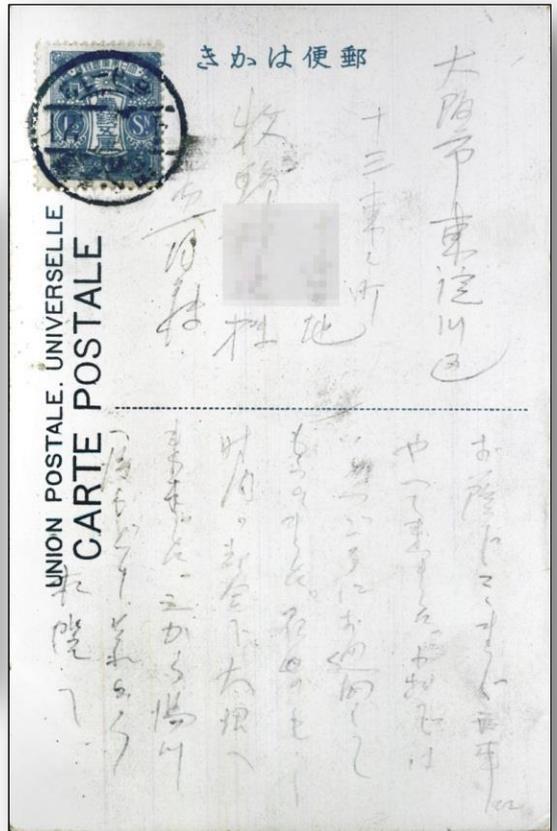
## ■赤外線を用いた復元事例



●鉛筆で書かれた古いはがき

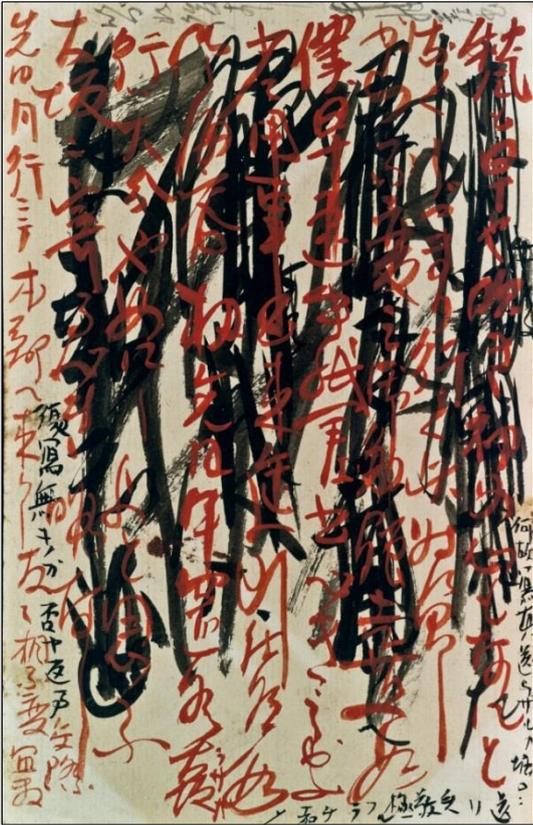


●赤外線撮影された文字

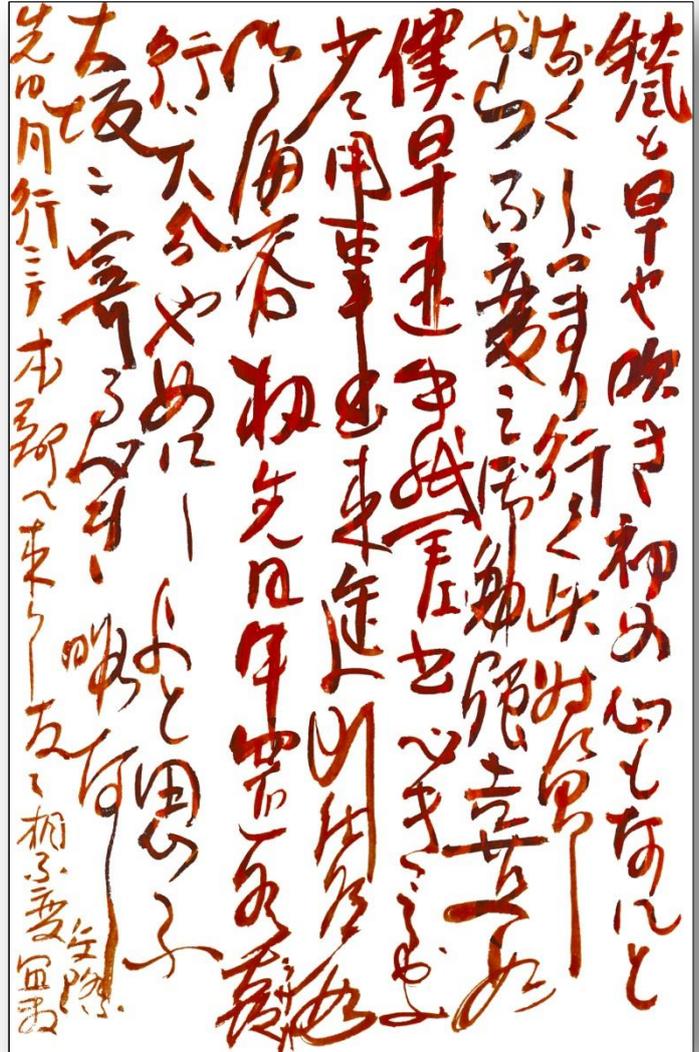


●現状画像と赤外線画像を合成し復元されたはがき

■書きなぐられた古いはがきの復元事例



●書きなぐられた古いはがき



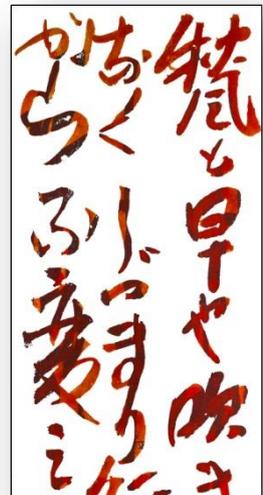
●朱文字だけ抜き出した画像



●墨文字だけ抜き出した画像

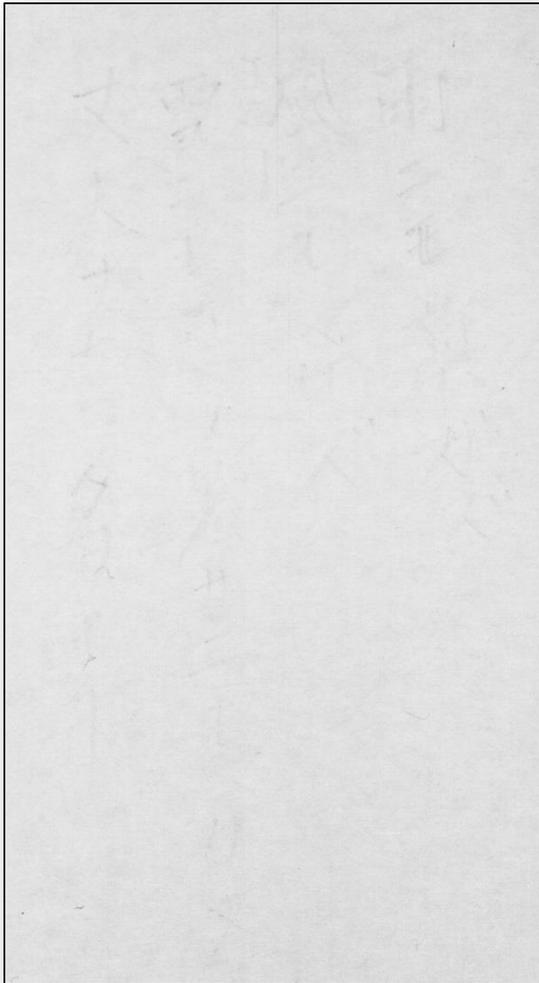


●一般一眼レフ画質

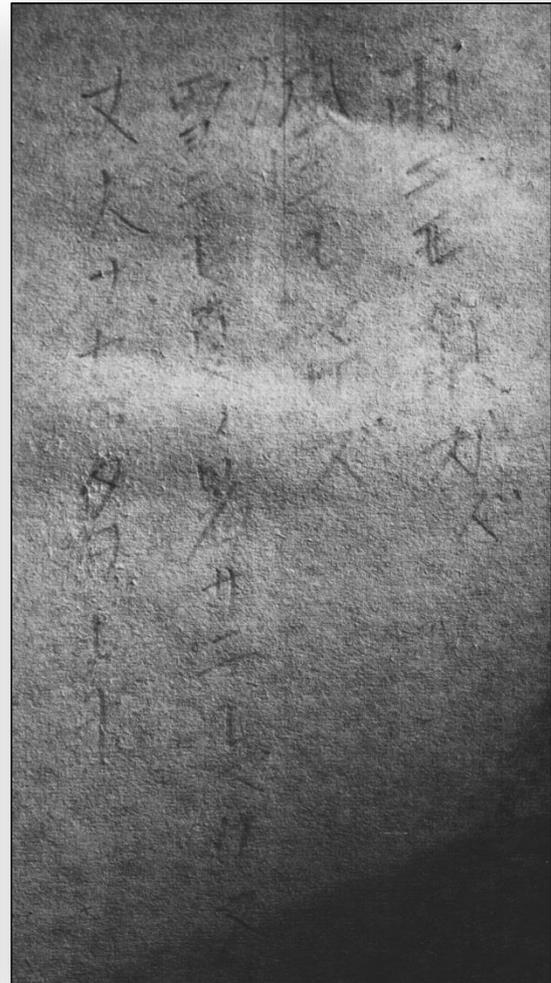


●超高精細カメラ画質

## ■消しゴムで消された文字



●目視状態



●赤外線画像と斜光撮影による画像

問い合わせ **050-1058-8025**

(資)文化財復元センター・書面復元事業部

E-mail address [information@fukugen.info](mailto:information@fukugen.info)

詳細URL

<http://fukugen.info/wordpress/business/photography/analyses/proof/>

〒619-0237

京都府相楽郡精華町光台1丁目7

けいはんなプラザ ラボ棟5階

(資)文化財復元センター・書面復元事業部

TEL 050-1058-8025

FAX 0774-39-7091

URL <http://www.fukugen.info>